

消さないで

あなたの心の注意の火

3月1日から「春の火災予防運動」が始まります

火災が発生しやすい季節を迎え、3月1日から7日までの期間、全国一斉に「春の火災予防運動」が展開されます。消防局は、市民の皆さんに防火意識を一層高め、また、期間中、物品販売店舗、遊技場、飲食店などへの立入検査や消防訓練を行います。

問合せは消防局予防課(079-8-32-7313)または各消防署へ。

住宅防火

命を守る7つのポイント

- 3つの習慣
 - 寝たばこは、絶対しない
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 4つの対策
 - 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅用火災警報器

「逃げ遅れ」からあなたを守る

住宅火災による死者が急増しており、平成17年の全国における死者数は1220人で、過去最悪の数になりました。

住宅火災による死者の約6割は65歳以上の高齢者です。また、その死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」となっています。今後、高齢化社会の進展にともない、一層の増加が心配されます。

住宅火災による死者を減らすためには、火災を早期に発見する必要があります。このため、平成16年6月に消防法が改正され、すべての住宅に市町村の条例で定める基準に従い、「住宅用火災警報器」等を設置し、

維持しなければならなくなりました。新築住宅は建築時の設置が義務付けられていますが、18年6月1日現在すでに建築されていた住宅については、23年5月31日までに設置しなければなりません。

火災警報器等の取り付け場所は、寝室、台所および階段部分です。原則として天井または壁に取り付けますが、だれでも簡単に取り付けることができません。

大切な命を火災から守るため、一日も早く住宅用火災警報器を設置してください。住宅用火災警報器に関する情報は、消防局予防課またはお近くの消防署にお

問い合わせください。

【住宅用火災警報器の販売場所】消防設備取扱店、ホームセンター、家電量販店など(消防署では販売していません) 購入の際は、日本消防検定協会鑑定NSマーク(左図参照)が付いているものを選びましょう

近年、放火・放火の疑いによる火災があとをたちません。平成18年中、市内で放火疑いを含む)による火災が35件発生し、21年間火



問合わせは消防局予防課(079-8-32-7313)または各消防署へ。

「逃げ遅れ」からあなたを守る

住宅用火災警報器

すべての住宅に設置を義務付け

放火されないまに地域みんなで自衛しましょう

放火原因の第1位となつてい

ます。

放火を防ぐためには、住民自らが「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」という自衛意識をもって、地域ぐるみで放火防止に取り組むことが必要です。

放火は、夜間人が寝静まった時間帯に多く発生しています。密集した地域で道路が狭く、死角の多いところや、街灯などの明かりが少なく、放火行為者の逃走

住宅防災診断

安全性を高めるためにご協力を

消防局は、住宅における安全性の向上を図るため、住宅防災診断を実施しています。

住宅防災診断は、火災編・地震編・日常事故編の3編からなり、わが家、わが身を守るための目安となる

消防局は、住宅における安全性の向上を図るため、住宅防災診断を実施しています。

診断を行い、住宅内外での危険性を知っていただき、どのように対処したらいいかを問いかけるものです。消防職員がご家庭を訪問し、玄関先での問診により災害の対応状況などをお聞きして、住まいに適した対策を説明します。ご協力をお願いします。

消防局 電話番号一覧

- 西宮市消防局 ☎0798・26・0119
- 西宮消防署 ☎0798・23・0119
- 西宮消防署北夙川分署 ☎0798・74・0119
- 西宮消防署西宮浜出張所 ☎0798・22・0119
- 鳴尾消防署 ☎0798・49・0119
- 瓦木消防署 ☎0798・63・0119
- 瓦木消防署甲東分署 ☎0798・54・0119
- 北消防署 ☎0797・61・0119
- 北消防署山口分署 ☎078・904・0119

消防テレホンサービス
0798・22・9999
ツーツー シキユウ

3月7日まで...春の火災予防運動、3月8日~31日...山火事予防運動。平日の午前8時~午後5時(土曜は午前11時)▷病院情報...平日の午後5時(土曜は午前11時)~翌朝8時と日曜・祝日の24時間

過去5年間の林野火災出火状況

年別(平成)	14年	15年	16年	17年	18年
件数	4	0	3	3	4
焼損面積(アール)	4	0	4	2	8

消防統計(平成19年)

	1月中	累計
火災	25件	25件
救急	1554件	1554件
救助	11件	11件

防火教室

を開催

防火教室では、火災の予防や初期消火、消火器の使用

消防署では、火災の予防や初期消火、消火器の使用

防火教室では、火災の予防や初期消火、消火器の使用

私の家の放火火災予防チェック

- 家の周りや外階段の下等に紙類等の可燃物を放置していませんか
- ごみ収集日の前夜にごみが出されていませんか
- 共同住宅等の共用部分を物置代わりにしていませんか
- オートバイ、自転車のボディカバーは防火製品を使用していますか
- 玄関、物置、車庫の施錠はされていますか
- 郵便受けに新聞やチラシ等がたまっていますか
- 消火器等はいずれも有効状態ですか
- 門灯、玄関灯の照明状況は良好ですか

山火事予防運動

伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ

3月1日から5月31日までの間、「山火事予防運動」を実施します。これからの季節、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次のことに注意してください。

問合せは消防局消防課(0798・26・0119)へ。

▶枯れ草等のある火災の起こりやすい場所や強風時、空気が乾燥しているときにはたき火をしない▶たき火の場所を離れるときは完全に火を消す▶たばこの吸い殻は必ず消し、投げ捨てない▶火遊びをしない▶火災とまぎらわしい煙が出るときは消防署に連絡を

広告



阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

お米の配給と米穀通帳!

米穀通帳(べいこくつうちょう)とは、食糧制度の下で米の配給を受けるために発行されていた通帳で一時期は身分証としての役目もありました。戦後しばらくは、レストランでカレーライスのような米が入っている食事を注文する時には提出しなければならず、1960年代には米の配給制そのものは無くなったものの、食糧制度上の規定で米屋から米を購入するときには必要でした。70年代になるとスーパー等新しい流通の登場や米余りの状況に陥り、自然に米穀通帳なしでも購入ができるようになり米穀通帳はその役目を終えていきました。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう国民運動」を応援しています。